



夏に 鍛える!!

例年、夏休みに行なわれる子供ソフトボール大会が、さる7月29日に表木、高校、中学校、川原グラウンドの四会場において、十七チームが熱戦を展開し昨年に続いて早瀬チームが優勝しました。

また、大原では親子バレーボール大会が行なわれ、男七チーム、女四チームが参加、男女ともに西大原が優勝父兄の声援とともにフラインプレーも続出し子供たちは元気いっぱいでした。

八月のこよみ

- 5月 町内女子バレー大会
- 6火 婦人会長会、子牛セリ市
- 8木 大原地区移動保健所
- 9金 郡体選手結団式
- 10土 親すり業者総会
- 11日 郡民体育大会
- 12月 大規模養蚕農家協議会
- 15木 盆会
- 16金 町内地質研究会
- 中旬 地域振興審議会
- 20火 教育委員会
- 21水 一般レントゲン検診
- 21日~29日(土日除く) 青少年芸術劇場(田代小)
- 24土 働く青少年の集い
- 25日 肝付支部消防操法大会
- 27火 茶つみ労務班協議会
- 29木 農業委員会、養蚕飼育講習会、和牛登録検査

8月15日

全国戦没者追悼式

正午には黙とうを

四十九年度一般会計

補正予算等、議案十七件可決

六月定例議会終る

六月定例議会は、去る六月二十八日、二十九日の両日開かれ、報告六件を了承したほか、補正予算三件、条例十件その他四件を原案どおり可決して閉会されました。

今回の定例会は、新町長就任後の第一回目の議会でありましたが、提案された議案の大部分が前町長からの継続事件で、新町長の所信を表明した議案はありませんでした。この定例会で成立した主な議案の内容は次のとおりとなっています。

○昭和四十九年度一般会計補正予算第一号
今回の補正予算は、骨格予算であった当初予算の肉付けではなく、急務を必要とする民生費、土木費について約三百万円程度を追加したに止まり、予算総額は、三億七、七六一万六千円となりました。

○三役、教育長、議会議員一般職員などの給与条例の

◎印かん条例の一部を改正する条例(別記)
◎災害被害者に対する町税の減免に関する条例(別記)
◎災害弔慰金の支給及び援護資金の貸付に関する条例(別記)

◎奨学資金の基金寄付の受入れについて
岩崎グループから奨学資金へ五百万円の寄付申し入れがあったので、これを受け入れようとするもの。



災害弔慰金の支給

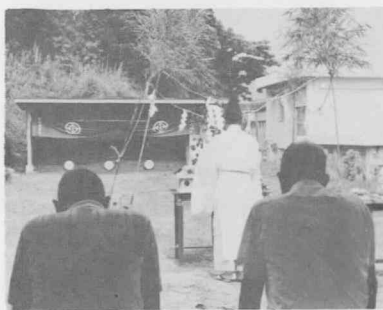
災害援護資金の貸付制度が条例化

本年四月一日より実施

去る六月定例議会において、次のとおり条例が制定され本年四月一日から適用されることになりました。

その概要は、おおむね次のとおりでありますので、事態が発生した場合はすみやかに役場に申請の手続きをしてください。

田代小学校北側(駐車場)の東隣に、弓道場が完成し、このほど道場開きが行なわれました。



弓道場完成

現在町は、健康な町づくりをすすめるため、地区運動場等の建設を進めていますが、弓道場もその一環と

してかねて工事を進めていたもので、三人立ちの近代的な施設が完成し、このほど盛大な道場開きが行なわれました。

現在、弓道会員は二十人で南四ヶ町大会など、各種の大会に出場するため毎日練習しています。また、弓道会では町民の体力向上と親睦を深めるため、多数の会員を募集しています。

入会ご希望の方は、町教育委員会、福留先生までご連絡ください。

を目的としたものであります。

1. この条例の目的
暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資すること

2. 自然災害とは
この条例の適用を受ける自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他、異常な自然現象により被害が生ずることをいい、火災あるいは、爆発事故等の人為的な原因により生ずる被害は当然に自然災害には含まれず、したがって対象災害とはなりません。

3. 災害弔慰金の支給要件

その金額

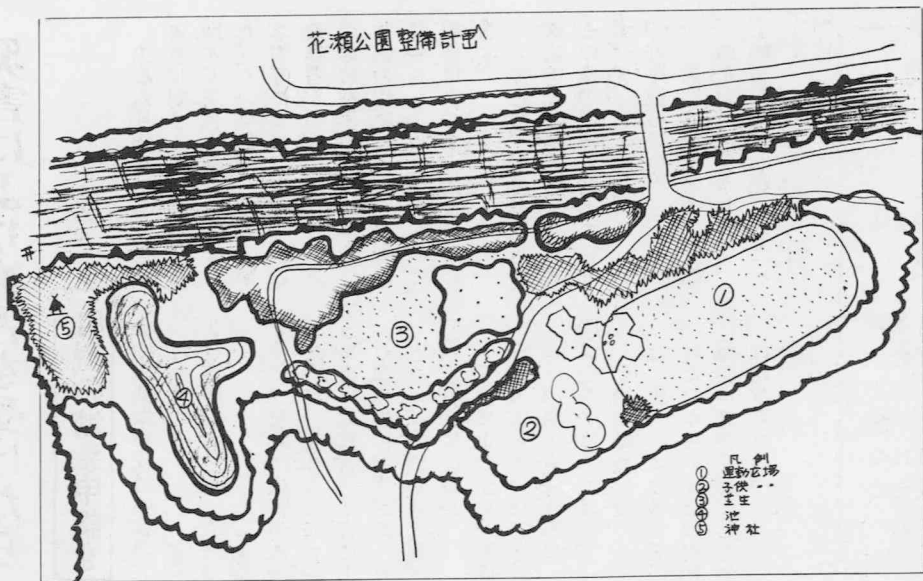
災害弔慰金の支給要件は自然災害によって、町内で五戸以上の住居が滅失した場合、もしくは鹿兒島県内のいずれかの市町村が災害救助法の適用を受け、救助が行なわれた場合の災害によって死亡したとき、死亡者一人に対してその遺族に五十万円の災害弔慰金が支給されます。

4. 災害援護資金の貸付要件とその貸付額
災害援護資金の貸付要件は、自然災害によって、鹿兒島県に災害救助法による救助が行なわれたとき(県内において、千五百戸以上の住居が滅失する災害)は、県内のすべての市町村が、援護資金の貸付対象になりますが、この場合、前年分の所得が百五十万円以下の世帯に限られます。

災害援護資金の貸付限度額は別に定められていますが償還は、三年償還、七年償還で、利率は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は年三厘、延滞金は年七・五厘となっております。その他、繰上償還、償還免除、一時償還などいろいろありますが、ここでは詳しいことは略します。

運動広場等を主体に

花瀬町民公園の基本設計完成



町はかねて現在の花瀬公園の南側(瀬戸口側)に、町民公園の設置を計画し、用地の買収をすすめていたが、現在、計画面積の八割の買収が終っています。用地の買収に併せて、公園の基本設計を委託していましたが、このほど設計が完成しました。

基本設計を委託するに当たっての考え方としては、次のようなことをあらかじめ要望しました。

1. 老若男女を問わず家族ぐるみで楽しめる公園であること。
2. ソフトボール、バレーボール等のスポーツができること。
3. 散歩や休息ができること。
4. 町木・町花に親しみ、四季折々の花が楽しめること。

出来上った基本計画によりますと、公園の半分は運動広場、子供広場等、動的な場所となり、残りの半分は、池、神社、遊歩道等の静的な場所となっています。今後、現地を実測の上、実施設計をすることになりますが、この公園はあくまでも町民の憩いの場所である「町民公園」であり、皆様の素直なご

意見をお聞かせくださるようお願いいたします。
(企画室にご連絡ください)

夏の交通事故防止運動

防止運動



日中やけつような暑さの中ですが、解放感や睡眠不足から、例年交通事故が多発する傾向にあります。そこで、県民総ぐるみの交通安全運動を推進し、とくに、こどもの交通事故と二輪車事故を防止することを目的とします。

それには、家庭での交通安全管理を徹底し、家庭でのこどもに対する「止まる」「たしかめる」「わたる」の日常指導を行い、とくにとび出し、車の直前直後を横断しないよう注意してください。また、二輪車の場合、ヘルメットを必ず着用して、安全運転を守ってください。

この運動期間は、八月一日から三十一日までの一か月間、できるだけ多くの警察官を動員して、指導取締りを強化します。

第2回「働く青少年の集い」

肝付地区内で働き当地方産業のにない手として、日夜貢献している青少年の定着指導と慰安激励を行なうため、県郡内各町が一体となり第2回「働く青少年の集い」を開催します。

○開催日時及び場所
日 時 8月24日(土) 18:00~21:30
場 所 鹿屋市中央公園野外ステージ
対象者 鹿屋市 垂水市 肝付郡内各町で働く青少年

緑を守ろう!

美しい自然環境をいつまでも

「自然保護月間」8月1日~31日



農集電話から非常緊急通話をするときのかけかた

地域集団電話(農集)から非常緊急な用事(火災、急病人の発生など)で電話をかけるとき、ほかの人が話し中の場合は電話機の右側下にある「白ボタン」を押したまま、「火事(または急病人)」が発生したので電話の使用を一時中止してほしい」と告げて下さい。この場合こちらの声は相手に聞えますが、相手の声は聞えません。

回線があいたらあわてず「0」をまわして交換手呼び、役場または警察へつなぐよう伝えてください。

なお、この「白ボタン」はあくまで緊急の用件のはか使用しないで下さい。

災害により被害を受けたら

町税の減免申請を

去る六月議会で「災害被害者に対する町税の減免に関する条例」が成立しました。この条例は、地震、風水害等により、町税の納税義務者が生命、農作物、財産等に被害を受けた場合、被害の程度によって町税の減税をしようとするもので、概要は次のようになっています。

2.生活扶助を受けるようになったとき (一〇割)
3.身体障害者となったとき (九割)
4.住家、家財に損害があったとき(一〇割から二割五分)
5.冷害、凍霜害、干害により農作物に被害があったとき(一〇割から二割)
○固定資産税の減税
災害により土地、家屋等に損害があったとき最高一〇割から最低四割

○町民税の減免
災害の程度によって次のとおり減免されます。
1.納税義務者が死亡したとき (一〇割)
○町民税の減免
災害の程度によって次のとおり減免されます。

○町民税の減免
災害の程度によって次のとおり減免されます。

○町民税の減免
災害の程度によって次のとおり減免されます。

○町民税の減免
災害の程度によって次のとおり減免されます。

○町民税の減免
災害の程度によって次のとおり減免されます。

○町民税の減免
災害の程度によって次のとおり減免されます。

昭和49年度 狩猟者講習会 のお知らせ

- 1.開催日時及び場所
○経験者課程
期日 8月19日午前9時
場所 大根占町公民館
○初心者
期日 8月22日、23日
場所 鹿屋市県合同庁舎
2.申込手続
写真1枚、印かん手数料を添えて開催期日の1週間前迄に猟友会に申し込んで下さい。

相続

税金

財産をもっている人が死亡した場合、相続した財産は相続税の対象となります。しかし、相続財産が一定額以下なら税金はかかりません。たとえば結婚して二十年の奥さんと、子どもさん二人、合わせて三人が相続人のときは、

とを知った場合の申告期限は六月三十日となります。申告書の提出先は、亡くなった人の住所地の所轄税務署です。

相続税は、申告の期限までに納めていただくことになっています。しかし相続税を一度に納める「延納の方法」や、金銭で納めることがむずかしいときは相続した財産で納める「物納の方法」があります。

延納や物納をしたいときは、相続税の申告期限内に申請書を提出してください。なお、延納によって相続税を納めるときは、延納税額に利子税がかかります。

代理人による印かん届等の

手続きが改められました

従来代理人による印かん届、印かん証明書交付申請の場合は、五十円の収入印紙を貼った委任状を必要としていました。今回「委任状」を「代理人選任届」に変更され、五十円の収入印紙は不要になりました。

代理人選任届は、次のような書式になっています。で、代理人によって印かん届、印かん証明書の交付申請をしようとする場合は、便せん等に代理人選任届を書いて提出されるようお願いいたします。

代理人選任届

住所 氏名 生年月日 明治大正昭和 年 月 日生
私に係る印鑑登録：印鑑登録証明書 通交付
申請につき上記の者を私の代理人に選任し その
権限を委任したのでお届けします。

住所 肝属郡田代町 番地
氏名 田代町長殿 実印

人口のうごき

49. 7. 1現在

世帯数	1,509
人口	4,876
男	2,266
女	2,610

戸籍に関する情報は

ホームページ上では

掲載していません